

川崎市マンション耐震改修等事業助成実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、マンション耐震改修等事業助成制度要綱（以下「要綱」という。）第 1 4 条の規定に基づき、マンションの耐震改修等に係る費用の補助に関する細目を定めることを目的とする。

(事業計画書の提出)

第 2 条 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項に規定する事業計画書の提出は、マンション耐震改修等事業計画承認申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えたものとする。

- 2 要綱第 4 条第 2 項に規定する事業計画書の承認の通知は、マンション耐震改修等事業計画承認決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。
- 3 要綱第 4 条第 3 項に規定する事業計画書の不承認の通知は、マンション耐震改修等事業計画不承認決定通知書（第 2 号の 2 様式）によるものとする。

(事業計画の変更申請及び通知等)

第 3 条 要綱第 4 条の 2 第 1 項に規定する事業計画の変更の申請は、マンション耐震改修等事業計画変更申請書（第 3 号様式）によるものとする。

- 2 要綱第 4 条の 2 第 2 項に規定する事業計画の承認の通知は、マンション耐震改修等事業計画変更承認決定通知書（第 3 号の 2 様式）によるものとする。
- 3 要綱第 4 条の 2 第 3 項に規定する事業計画の不承認の通知は、マンション耐震改修等事業計画変更不承認決定通知書（第 3 号の 3 様式）によるものとする。
- 4 要綱第 4 条の 2 第 4 項に規定する変更の報告は、マンション耐震改修等管理組合変更報告書（第 3 号の 4 様式）に、変更に関する書類を添えたものとする。

(助成の申請及び通知)

第 4 条 要綱第 5 条第 1 項に規定する助成金の交付申請は、マンション耐震改修等事業助成金交付申請書（第 4 号様式）に必要書類を添えたものとする。ただし、要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

- 2 要綱第 5 条第 2 項に規定する助成金交付決定の通知は、マンション耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。
- 3 要綱第 5 条第 3 項に規定する助成金不交付決定の通知は、マンション耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第 6 号様式）によるものとする。

(着手届)

第5条 要綱第5条の2第1項に規定する着手届の提出は、マンション耐震改修等事業着手届(第7号様式)によるものとする。

(助成金等の変更申請及び通知等)

第6条 要綱第6条第1項に規定する助成金の変更申請は、マンション耐震改修等事業助成金交付変更申請書(第8号様式)に、変更に関する書類を添えたものとする。

2 要綱第6条第2項に規定する助成金交付決定の通知は、マンション耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書(第9号様式)によるものとする。

3 要綱第6条第3項に規定する助成金の変更不承認決定の通知は、マンション耐震改修等事業助成金変更不承認決定通知書(第10号様式)によるものとする。

4 要綱第6条第4項に規定する変更の報告は、マンション耐震改修等事業変更報告書(第11号様式)に、変更に関する書類を添えたものとする。

(耐震改修等の取止届)

第7条 要綱第7条に規定する耐震改修等の取止届は、マンション耐震改修等事業取止届(第12号様式)によるものとする。

(完了報告)

第8条 要綱第8条に規定する完了報告は、マンション耐震改修等事業完了報告書(第13号様式)に必要書類を添えたものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 要綱第9条第2項に規定する助成金の額の確定通知は、マンション耐震改修等事業助成金額確定通知書(第14号様式)によるものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 要綱第10条第1項に規定する助成金の請求は、マンション耐震改修等事業助成金交付請求書(第15号様式)によるものとする。

(助成金交付決定の取消)

第11条 要綱第11条に規定する助成金の取り消しは、マンション耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書(第16号様式)によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要領の施行日前の助成決定組合は、耐震設計及び耐震改修において、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。